

No.	訂正箇所	新	旧	訂正日 (施行日)
1	23頁：受動喫煙の防止について	「原則屋内禁煙」となりました。	「原則屋内禁煙」となりません。	令和2年 4月1日
2	35頁：(17)	記載した書面が該当します。	記載した書面であって署名又は押印があるものが該当します。	令和3年 1月1日
3	37頁：住宅宿泊管理業務の委託 (添付書類)	管理業者から交付された書面の写し（管理業務について自主管理に変更する場合は添付不要）	管理業者から交付された書面の写し	(説明追加)
4	37頁：商号、名称、氏名、住所又は連絡先（添付書類）	説明実施報告書（変更） (別紙2:P.50)（住所変更のみの場合は説明不要）	説明実施報告書（変更） (別紙2:P.50)	(説明追加)
5	51頁：別紙3A「誓約書」	氏名	氏名 印	令和3年 1月1日
6	52頁：別紙3B「誓約書」(法人用)	代表者の氏名	代表者の氏名 印	令和3年 1月1日
7	53頁：別紙3C「誓約書」(個人) ※同じ訂正が2か所あります。	氏名	氏名 印	令和3年 1月1日
8	別紙6「チェックリスト」	※56頁～62頁の下記(ア)～(カ)		
(ア)	58頁：(別紙6の3頁目) ※同じ訂正が2か所あります。	建築基準法施行令第112条第4項	建築基準法施行令第112条第3項	令和2年 9月7日
(イ)	59頁：(別紙6の4頁目) ※同じ訂正が2か所あります。	建築基準法施行令第112条第4項	建築基準法施行令第112条第3項	令和2年 9月7日
(ウ)	59頁：(別紙6の4頁目)	建築基準法施行令第112条第20項	建築基準法施行令第112条第19項	令和2年 9月7日
(エ)	59頁：(別紙6の4頁目)	建築基準法施行令第112条第21項	建築基準法施行令第112条第20項	令和2年 9月7日
(オ)	60頁：(別紙6の5頁目)	床面積の合計を200㎡未満とすること 但し、次の①又は②に掲げるものにあつては、この限りではない	床面積の合計を200㎡未満とすること 但し、次の①、②に掲げるものにあつては、この限りではない	(文言整理)
(カ)	61頁：(別紙6の6頁目)	床面積の合計を200㎡以下（地階にあつては100㎡）とすること 但し、次の①又は②に掲げるものにあつては、この限りではない	床面積の合計を200㎡以下（地階にあつては100㎡）とすること 但し、次の①、②に掲げるものにあつては、この限りではない	(文言整理)

No.	訂正箇所	新	旧	訂正日 (施行日)
(キ)	61 頁：(別紙 6 の 6 頁目)	(2)同令第 112 条第 11 項に規定する堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は同条第 19 項第 2 号に規定する構造である戸で区画されている	(2)同令第 112 条第 10 項に規定する堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は同条第 18 項第 2 号に規定する構造である戸で区画されている	令和 2 年 9 月 7 日
(ク)	62 頁：(別紙 6 の 7 頁目)	氏 名	氏 名 ㊟	令和 3 年 1 月 1 日
9	64 頁 11 行目：民泊制度コールセンター(観光庁)	【受付時間】 平日 9：00～18：00	【受付時間】 9：00～22：00	令和 3 年 4 月 1 日
10	66 頁：所轄警察署	四谷警察署（新宿区左門町 6-5）	四谷警察署（新宿区新宿 1-26-12） ※四谷警察署は、2020 年 5 月(予定)まで仮庁舎です。	令和 2 年 5 月 16 日

※上記の各様式は、訂正前の様式であってもこの訂正表を添付することで届出の添付書類として使用できます。

また、押印欄やその旨の記載があっても押印は不要です。